

「Z会の映像」 教材見本

こちらの見本は、実際のテキストから1回分を抜き出したものです。

ご受講いただいた際には、郵送にて、冊子をお届けします。
※実際の教材は、問題冊子と解説冊子に分かれています。

教材見本内の「添削課題」は、演習問題として扱っており、
添削指導はおこなっていません。ご了承ください。

8章 主権国家体制の成立Ⅱ

要点

①初期キリスト教関係史まとめ

〔成立～発展〕

前6世紀頃	ユダヤ教の形成
後1世紀初頭	イエスの布教 …ユダヤ教の 選民思想・律法主義 を批判し、神の愛・隣人愛を唱える →パリサイ派などの反発を受ける
30年頃	イエス、ユダヤ総督ポンティウス=ピラトゥスにより処刑される →その後、イエスが復活したという伝承が生まれ、イエスを キリスト（メシア／救世主） とする信仰が広まる
64年	ローマ皇帝ネロによる大迫害 … ペテロ （初代ローマ教皇と見なされる）、 パウロ （イエスの死後回心し、異教徒への伝道に努めた）ら使徒の殉教 →迫害を受けたキリスト教徒はカタコンベ（地下墓地）を礼拝所として用いた
303年	～2～4世紀に『 新約聖書 』がまとめられる～ ローマ皇帝 ディオクレティアヌス による大迫害 →専制君主政下で皇帝崇拜を拒否したため
313年	ミラノ勅令 …ローマ皇帝 コンスタンティヌス がキリスト教を公認 →世俗権力であるローマ帝国とキリスト教が結びつき始める →エウセビオスが神寵帝理念（皇帝位は神の恩寵によって与えられる）を提唱し、皇帝権の神聖化が始まっていく
325年	ニケーア公会議 … アタナシウス派 を正統教義と定める（のちに 三位一体説 として確立） →異端とされた アリウス派 は、ゲルマン人に広まる
392年	ローマ皇帝 テオドシウス がキリスト教を国教化し、異教を禁ずる →ローマ帝国とキリスト教の結びつきは揺るぎないものとなり、ローマ帝国の東西分裂（395）後も密接に関連してゆく ～教父 アウグスティヌス らによりキリスト教神学の基礎が確立される～
431年	エフェソス公会議 … ネストリウス派 を異端と定める
451年	カルケドン公会議 … 単性論 を異端と定める

●アタナシウス派の三位一体説

父なる神，子なるイエス，聖霊の三者は等質で不可分であるとする説。

●ネストリウス派

コンスタンティノーブル総大司教のネストリウスが主張した，イエスの神性と人性を分離する説。

→異端とされたのちはササン朝などに広まり，唐代の中国に伝播して**景教**と呼ばれた。

●単性論派

イエスの人性は神性に吸収されたとして，神性のみを認める説。

→エジプトやシリアなどで流行。

【ローマ=カトリックとギリシア正教の違い】

ローマ=カトリック		ギリシア正教
皇帝とは別個の普遍的権威を有する	皇帝との関係	皇帝教皇主義（皇帝が政治・宗教の両権力を掌握）
ローマ教会	総本山	コンスタンティノーブル教会 →15世紀にモスクワ総主教教会が独立，最大の指導者となる
聖像を布教に利用	聖像崇拜	聖像禁止令（726～843） →イコン（聖画像）崇拜

②教皇権の推移まとめ

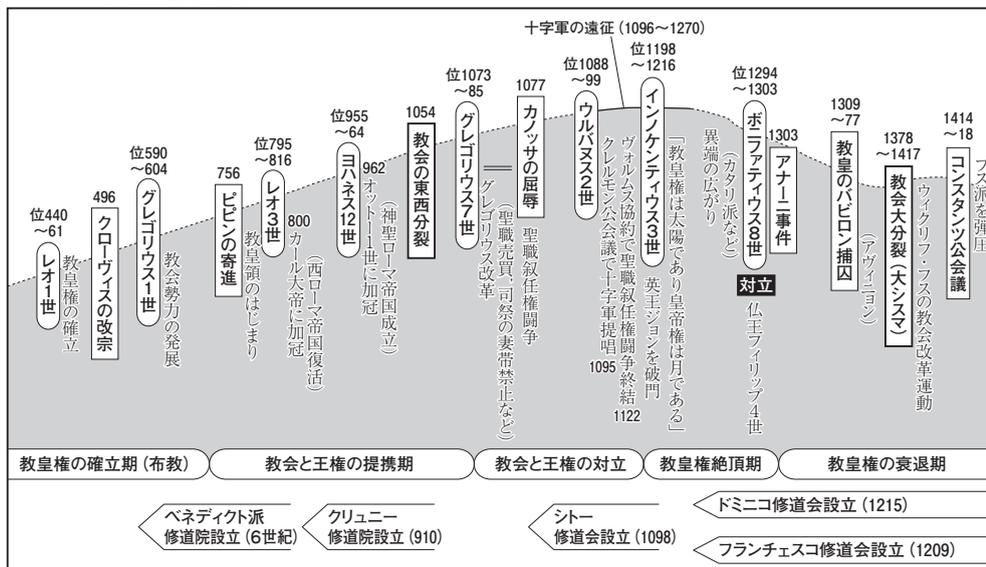
〔教会の権威伸張〕

- カトリック教会は、民衆へのキリスト教の浸透とともにその権威を高め、国王や諸侯から土地の寄進を受けて大領主となり、世俗諸侯と並ぶ勢力となった。聖職者の身分も拡大・整備され、ローマ教皇を頂点として大司教・司教・司祭などから成る階層制（ヒエラルキー）が形成された。
- 当時、世俗諸侯は聖職者を自ら任命することで領地内の教会や修道院を支配下に置き、経済的利益を手にしていった。とくに神聖ローマ帝国では、諸侯勢力を抑えて帝権を維持するため、帝国教会制度が採られた。このような世俗権力の介入は教会の腐敗と世俗化を招き、**聖職売買**も慣習的に行われていた。

〔教会改革運動〕

- 上記のような現状に対する批判が強まり、フランスのベネディクト派修道院である**クリュニー修道院**が中心となり、教会改革運動が行われた。
- 529年にイタリア中部の**モンテ=カシノ**に修道院を設立した**ベネディクトゥス**は、「清貧・純潔・服従」という戒律を修道士に課し、「祈り、かつ働け」というモットーのもと、信仰のみならず労働を重視し、世俗勢力への経済的依存から脱却することをめざした。修道院運動ではこの聖ベネディクトゥスの戒律の励行を推進し、聖職売買や聖職者の妻帯などを厳しく批判した。また、貴族間の私闘を戒める“**神の平和**”運動も行われた。

▼ローマ教皇権の推移



〔叙任権闘争〕

- クリュニー修道院の改革運動がヨーロッパ各地へ普及していったことを受けて、教皇**グレゴリウス7世**（位 1073～85）は教皇庁の改革を進め、世俗君主による聖職叙任行為を禁止した。
- 上記の改革をめぐり、教皇と衝突した神聖ローマ皇帝**ハインリヒ4世**は破門され、皇帝は教皇に謝罪した（**カノッサの屈辱**；1077）。以後も皇帝と教皇の間で聖職叙任権をめぐる対立（**叙任権闘争**）は続いた。
- **ヴォルムス協約**（1122）
神聖ローマ皇帝ハインリヒ5世とローマ教皇カリクストゥス2世の間で締結。
 - ① 皇帝は司教選挙への出席、教会・修道院の領地の承認権といった世俗的権利の授与と認められる。
 - ② 教皇は司教職の叙任権を認められる。→これにより、叙任権闘争は妥協的解決を見た。
- その後も教皇権は伸張り、教皇**ウルバヌス2世**（位 1088～99）は**クレルモン公会議**（1095）に際して**十字軍**の派遣を提唱した。
- 教皇**インノケンティウス3世**（位 1198～1216）の時期にはイギリス王**ジョン**、フランス王**フィリップ2世**の破門や、**第4回十字軍**、**アルビジョワ十字軍**の提唱など、教皇権が最盛期に達した。
- 教皇権伸張の一方で教会の腐敗に対する改革運動も継続して行われた。清貧と献身を提唱したフランスのベネディクト派修道院である**シトー修道会**の活動のほか、13世紀にはイタリアのアッシジに**聖フランチェスコ**が設立した**フランチェスコ修道会**、スペインのドミニクスが設立した**ドミニコ修道会**などの**托鉢修道会**も組織された。彼らはもっぱら信者の喜捨によって生活し、修道院外での説教活動に主眼を置いた。

〔教皇権の衰退〕

- 十字軍の失敗による混乱、諸侯や騎士の没落による封建制の動揺を受けて、国王を中心とした国家の統合を強化しようとする動きが生まれた。
- **アナーニ事件**（1303）
フランスの聖職者に対する課税をめぐって、ローマ教皇**ボニファティウス8世**とフランス王**フィリップ4世**が争った。フィリップ4世は**三部会**を召集（1302）して国内の支持を得ると、アナーニでボニファティウス8世を捕えた。教皇は一時不法監禁され、のちに憤死した。
- 教皇**クレメンツ5世**の時代には、フランス王によって教皇庁が南フランスの**アヴィニオン**に移転させられた（“**教皇のバビロン捕囚**”；1309～77）。

〔教会大分裂（大シスマ・1378～1417）〕

- 教皇庁は1377年にローマへ戻ったが、イタリア出身の教皇が選出されたことにフランス側は反発し、アヴィニョンに別の教皇を擁立した。ローマとアヴィニョンの教皇を各国がそれぞれに支持し、教会大分裂が勃発した。
- こうした教皇権の動揺は、教会への批判を表面化させ、**ウィクリフ・フス**らは聖書を中心とする信仰を説いた。
 - ① ウィクリフ（1320頃～84）…イギリスのオクスフォード大学神学教授
聖職者の腐敗を攻撃し、聖書中心主義を主張して、教皇に対するイギリスの政治的・宗教的独立を主張。
 - ② フス（1370頃～1415）…ベーメンのプラハ大学神学教授
ウィクリフの説に賛同。破門宣告を受け、焚刑に処された。

〔コンスタンツ公会議（1414～18）〕…神聖ローマ皇帝ジギスムントの提唱

- 統一教皇の選出によって教会大分裂（大シスマ）が解消された。
- **ウィクリフとフス**に異端宣告が下され、フスは火刑に処された。これはフス派の住民の怒りを買って、神聖ローマ皇帝やローマ教皇の弾圧に対する反乱が起こった（フス戦争）。
→ こうしたウィクリフやフスの思想と行動は、16世紀の宗教改革の先駆となった。

③各国の宗教改革とカトリック教会の対抗宗教改革まとめ

	カトリック	ルター派	カルヴァン派	イギリス国教会
教義	教皇至上主義 秘蹟（サクラメント）を重視	信仰義認説 聖書中心主義	福音主義 予定説	カトリックの典礼とプロテスタントの教義を折衷
教会	教皇を頂点とする階層制度	領邦教会制のもとで発展	牧師と信者代表の長老から成る教会	国王による教会支配
職業観	営利行為の蔑視	職業召命観	職業召命観を徹底、勤労の結果としての蓄財を肯定	
広まった地域	イエズス会修道士がアメリカ大陸・インド・中国・日本などで伝道	ドイツ北部・北ヨーロッパ	スイス・オランダ・イングランド・スコットランド・フランス	イングランド

■例題

《叙任権闘争》★★★

次の文章を読んで、問いに答えなさい。

「政治的主権者は、もしキリスト教徒であれば、かれ自身の領土における教会の首長である。キリスト教徒たる主権者たちにおける、政治的権利と教会的権利との、この統合から、政治と宗教との双方における人びとの外的行為を統治するために人間にあたえられうるかぎりの、あらゆる様式の権力を、かれらの臣民たちに対してかれらがもっているということは、明白である。そして、かれらは、コモン-ウェルスとして、および教会としての、かれら自身の臣民を統治するために、かれらが最適と判断するであろうような諸法を、つくっていいのであって、国家と教会とは、同一の人びとなのである。」(ホップズ『リヴァイアサン』水田洋訳より)

問い 17世紀に執筆されたこの文章は、当時のヨーロッパ世界になお残っていた政治・社会状況を前提に書かれている。中世のヨーロッパ世界では、11世紀後半から13世紀初頭にかけて、皇帝(世俗権力)と教皇(教会権力)との関係が大きな政治問題として顕在化していた。皇帝権と教皇権とのあいだで展開された一連の政治闘争は、1122年の協約によって一応の結論に達したとされる。この争いが現実の政治・社会生活に対してもった意義とは、どのようなものだったのだろうか。1122年に締結された協約の意義にも言及しながら論じなさい。(400字以内)

(一橋大【1】・2010年)

■解答例

1122年のヴォルムス協約で一応の結論に達した闘争は叙任権闘争と呼ばれる。ヴォルムス協約では、教皇も皇帝もともにカトリック世界における普遍的権威という位置付けが確認された。一般的に政教分離の妥協といわれるものである。ところが実態は教皇インノケンティウス3世が「教皇権は太陽、皇帝権は月」といったように、教皇権が皇帝権を上回っていた。それは叙任権闘争中に皇帝ハインリヒ4世が教皇グレゴリウス7世に屈服したカノッサの屈辱や、教皇ウルバヌス2世によって十字軍が提唱されたように、教皇権が伸張していたからである。そのため現実の政治・社会生活において宗教の影響が深まったことが叙任権闘争の意義といえる。政治と宗教の関係はのちの宗教改革で逆転するが、政治と宗教が不可分の存在であることには変わりがなかった。まさに、ホップズが『リヴァイアサン』で述べているように“国家と教会は同一の人々”という状況が生まれたのである。(400字)

添削課題

《宗教改革》★★★

宗教改革は、ルターにより神学上の議論として始められたが、その影響は広範囲に及び、近代ヨーロッパ世界の形成に大きな役割を果たした。ドイツとイギリスそれぞれにおける宗教改革の経緯を比較し、その政治的帰結について述べなさい。その際、次の語句を必ず使用し、その語句に下線を引きなさい。(400字以内)

アウグスブルクの和議 首長法

(一橋大【1】・2004年)

8章 主権国家体制の成立Ⅱ

添削課題

解答例

イギリスの宗教改革はヘンリ8世が首長法を發布し、イギリス国教会を設立したことから始まる。メアリ1世の治世にカトリックへ戻ったものの、エリザベス1世によってイギリス国教会は確立された。この過程でスペインの干渉を排除し、国王は反カトリックのシンボルとみなされ、王権は伸張し絶対主義の確立とともに国家的統一が進む。ドイツ、すなわち神聖ローマ帝国でも宗教改革が進む中で絶対主義が形成されていったことは共通している。しかし、国家的統一が崩れていったところが大きく異なる。カトリックの理念にもとづいて帝国の統一を進めるハプスブルク家に対して、帝国内の領邦君主はルターを保護した。また、ルター派の諸侯を支援するフランスの干渉も排除できず、アウグスブルクの和議によって領邦君主に宗教選択権が与えられたことは、ドイツの宗教的分裂とともに政治的分裂も決定的にし、領邦単位で絶対主義が形成されることになる。(392字)

解説

《宗教改革》

絶対主義の成立とは主権国家の形成と同義であり、各国における君主による集権化が中世末期からヨーロッパの各地で起こってきたことの1つの帰結となる。その際、だれが集権化を進めていくかによって絶対主義の担い手は異なることになる。中世以来緩やかに存在した国家の枠組みが確立されることもあれば崩されることもある。結局のところ、今まで学習したことを整理するだけになっているのだが、人に整理してもらったものを適当に覚えているだけの人はなかなか時間がかかるかもしれない。

慌てず、事実を思い出す。例えば、次のように時系列で列举してみよう。

- 1517 九十五カ条の論題
- 1519 ライプチヒの討論会でルターが教皇の権威を否定
- 1521 ヴォルムス帝国議会でルターを法律の保護外に置くことが決定
→以後、ザクセン選帝侯フリードリヒのもとで活動
- 1524 ドイツ農民戦争（～1525）
→以後、諸侯と結びつくことが決定となる。
- 1545 トリエント公会議（～1563）
- 1546 シュマルカルデン戦争（～1547）
- 1555 アウクスブルクの宗教和議（アウグスブルクの和議）
- 1618 三十年戦争（～1648）
- 1648 ウェストファリア条約

最低限、ドイツでこれくらいは思い出さなければならない。三十年戦争まで書くことが求め

られているのかどうかはわからないが、最初は幅広くかまえておく方がよい。

次にイギリスについて見てみよう。

ヘンリ8世…首長法を發布（1534）、修道院を解散

エドワード6世…カルヴァン派の教義を採用

メアリ1世…カトリックに復帰

エリザベス1世…統一法（1559）でイギリス国教会確立

ただし、これだけでは比較の材料がそろわない。一つ一つの事象をもっと掘り下げて知っておかないとこの問題は歯が立たない。400字を半々に分けて、イギリスの宗教改革とドイツの宗教改革をただ書くだけで終わるといふ解答だけは絶対に書きたくない。だから最後まで共通点と相違点を見つけようとする姿勢を保ってほしい。とりわけ共通点を見つけようとする姿勢が重要になることはいうまでもない。どうしても、イギリスの場合は国王権力が強化されたのに対して、ドイツは国家的統一がなされず、神聖ローマ帝国が解体した、ということが印象に残っているからだ。したがって共通点を見つけることができればこの問題はほぼ片がつく。

共通点は絶対主義が形成されることだけではさびしいので、外国からの干渉のことを書いてみた。イギリスの宗教改革の過程で反スペイン＝反カトリックのシンボルとしての国王という部分は重要だからである。なぜ連合王国でいられるのか？ それはイギリス国教会という宗教が基軸になっているからであって、それこそがイギリスの本質のようなものであるからだ。したがって、このことも解答例には反映させたい。

別解

ドイツでは、ルターが宗教改革を始めると、カトリックの理念で帝国の統一を保とうとする神聖ローマ皇帝と対立した。一方、イギリスでは国王ヘンリ8世が首長法を發布してイギリス国教会を設立し、カトリック教会との対立が生じた。宗教改革に際して、ドイツではフランスがルター派を支援し、イギリスでもスペインがカトリック側を支援したように、諸外国の干渉を受けたという点は共通している。結局、イギリスはスペインの干渉を排除してエリザベス女王の治世にイギリス国教会が確立し、国王のもとで国家的統一が進められていく。それに対して、ドイツでは宗教改革が領邦君主と結んで展開され、アウグスブルクの和議で領邦君主の宗教選択権が認められたことにより、国家的統一が崩れていった。いずれにせよ、教会が世俗権力の支配下に置かれることで絶対主義が成立したことには違いはない。(367字)

解答例は、一定の考え方によって導かれたものである。ゆえに前提（問題の読み取り方）が異なれば、千差万別の解答が出てくることはいうまでもない。解答例や別解を鵜呑みにしないように。あくまで解答にいたるプロセスの一例である。